

# 発明推進協会からご提供している知的財産情報サービスについて

Intellectual Property Information service from Japan Institute for Promoting Invention and Innovation

一般社団法人発明推進協会 知的財産研究センター知的財産総合支援グループ参事 **渡邊 勇**

**PROFILE:** 2000年特許庁入庁。2004年審査官(光学分野)、調整課企画調査班、特許審査第一部調査室、工業所有権情報・研修館等を経て、2013年7月より現職。

✉ i-watanabe@jiii.or.jp

## 1 「発明推進協会」について

「発明協会」という名前は全国の知的財産関係の皆様にも広く認知されているものの、「発明推進協会」という名前は、いまだ浸透しきっていないとは言い難い状況である。

そこで、改めて我々「一般社団法人 発明推進協会 (JIPII : Japan Institute for Promoting Invention and Innovation)」について、ご紹介するとともに、発明推進協会の知財情報サービスについても合わせてご紹介したい。

「一般社団法人 発明推進協会」は、従来の「社団法人 発明協会」が行ってきた研修事業、図書刊行事業及び調査研究事業並びに国等からの受託事業について実施する移行法人として2012年4月からスタートした法人であり、一方、全国/地方発明表彰等に代表される発明奨励振興、全日本学生児童発明くふう展/少年少女発明

クラブ等に代表される青少年創造性開発育成事業等は、「公益社団法人 発明協会」が事業承継している。

また、これまで各都道府県の「発明協会」として親しまれてきた、従来の「社団法人 発明協会」の各都道府県支部については、2011年4月よりそれぞれが独立した地域協会として活動を行っており、このうち「東京支部」については新たに「東京事業部」として発明推進協会内に組織を設け、活動している。

さらに、発明推進協会では、特許庁から受託している産業財産権人材育成協力事業を実施するため、「アジア太平洋工業所有権センター」を設置し、アジア太平洋地域等における人材育成についても協力している。

我々「一般社団法人 発明推進協会」は、前述の「公益社団法人発明協会」、各地域の発明協会と連携し、「発明協会グループ」の一員として、発明の奨励・工業所有権制度の普及に努めることで、我が国の科学技術の進歩・発展に貢献するべく、日々活動を行っているところである。



【図1】発明協会グループイメージ

## 2 発明推進協会の知的財産情報ポータルサイト～知財よろずや～

発明推進協会では、発明推進協会から提供させていただいている各種サービスへのユーザーのアクセス性向上を図るとともに、最新の知財関連ニュース・海外知財情報等も合わせて提供するため、2012年9月に知的財産情報のポータルサイトとして「知財よろずや」(URL: <http://www.jiii.or.jp/chizaiyorozuya/>) を開設している。

当ポータルサイトでは、上述した各種情報や、これまで多くの知財関係者からご好評いただいている、発明推進協会発行の各種書籍の発行情報等についても随時掲載している。

多くのユーザーの方に当ポータルサイトへアクセスいただき、日々のお仕事に有益な情報やサービスについて、情報を入手いただければ幸いです。

次章では、当ポータルサイトでもご紹介させていただいている発明推進協会が提供している各種知財情報サービスについて、ご紹介することとする。



【図2】「知財よろずや」トップページ

## 3 発明推進協会がご提供している各種知的財産情報サービスについて

### 3.1 外国産業財産権管理マニュアル Web サービス

発明推進協会では、我が国出願人の諸外国における産業財産権取得が活発化していることを受け、知財管理実務で日本企業が特に高い関心を寄せる新興国・地域の知財庁への手続きや、応答期限等の出願管理実務に特化して必要な情報・様式を収集し、紙媒体マニュアルを提供していたが、タイムリーな情報更新と対象国等の拡充を継続的に行うべく、新たに2013年6月よりWEBサービスを開始している。

企業及び代理人事務所等におかれては、知財管理サポートツールとして是非ご利用いただきたい。



【図3】外国産業財産権管理マニュアル Web サービストップページ

### 3.2 公開技報 WEB サービス、ホームページ登録サービス

各企業等で研究開発されたアイデア・発明のうち「必ずしも権利化する必要のないものの、他者（他社）による権利化は阻止したい」というご要望にお応えするために、発明推進協会では「公開技報」による掲載・公開のサービスを提供している。

本「公開技報」は、迅速・簡便・安価なサービスとして多くの皆様にご利用いただいております。特に、2002年からはWEBサービスとして、従来の「公開技報」サービスを引き継ぎ、WEB経由でお申込みいただいた場合には即時の掲載、日付を指定しての掲載等が可能となっている。

**発明推進協会**  
**公開技報WEBサービス**  
**Journal of Technical Disclosure**

☆ 開発技術の早期公知化を支援します！ ☆

発明推進協会（旧名称：発明協会）は、昭和51年の創刊以来、研究開発された発明のうち必ずしも権利化する必要のないものを「公開技報」に掲載・公開することで、他社の権利化阻止（後願排除）を支援してまいりました。  
平成14年からは信頼と実績を受け継いだWEBサービスにおいても、「刊行物に発表」したものと同等に公知文献として特許法第30条の新規性喪失例外規定の適用を受けることが可能です。（注）  
本サービスにより公開されている内容は、特許庁において審査・審判資料として利用されており、迅速・的確な権利付与にも一定の役割を果たしています。  
インターネット経由で掲載申込・即時公開が可能であり、フルテキスト検索等の閲覧によりご高評をいただいている「公開技報WEBサービス」をどうぞご利用ください！



<https://www.hanketsu.jipii.or.jp/giho/Menu01.jsp>

【図4】公開技報 WEB サービス

本サービスにより公開されている内容は、特許庁において審査・審判資料としても利用されており、迅速・的確な権利付与にも一定の役割を果たしている。

また、先行技術としての証明が難しいと言われるインターネット情報やカタログ等の情報について、発明推進協会が情報を公開することにより、効果的な後願排除を支援するために、「ホームページ登録サービス」の提供も行っている。

ホームページで公開している情報や製品カタログ、マニュアル等をそのままの形（一部ご登録できない画像や音声がある）で、迅速・簡便・安価に登録することができるサービスであるので、ぜひご利用いただきたい。

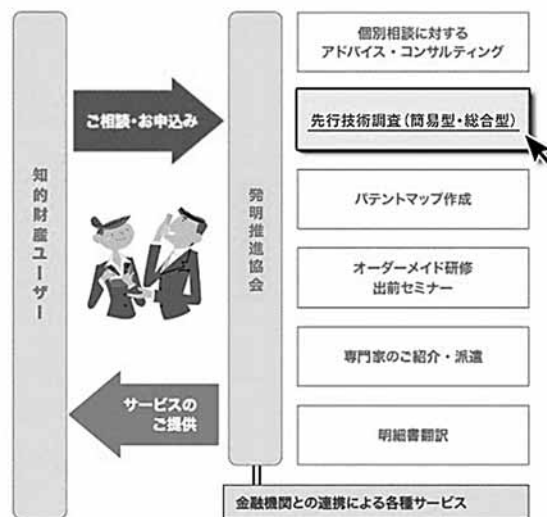
### 3.3 知的財産ワンストップサービス

発明推進協会では、知的財産の創造・保護・活用の様々な段階でご利用いただけるサービスをワンストップで提供するために、「知的財産ワンストップサービス」を提供している。

本サービスは、主に、中小・ベンチャー企業、公的研究機関・試験場、金融機関、大学等を主なユーザーとしており、例えば、「他社特許を侵害していないか」、「研

究開発にあたり、競合他社の技術開発状況を把握しておきたい」、「社員への知財教育を効率的に行いたい」等のお申込みに対して、先行特許を調査による他社特許との関連度の整理、専門分野のマッチする特許庁審査官OB弁理士を紹介し、対応策の指導・アドバイスを実施、約200文献からなる特許マップを作成し、各文献の課題・解決手段を細かく抽出することにより、自らの手法に近い競合技術の明確化、等の各お申し込みに応じた細やかなサービスを提供しているところである。

ユーザーからご依頼いただいた調査等の結果を踏まえて、どのような展開が考えられ、どのようなものが必要となるのか、結果を踏まえた『次の一手』を発明推進協会と一緒に考えていくサービスとなっているので、知的財産についてお悩みをお持ちの方に、ご活用いただきたい。



【図5】知的財産ワンストップサービスイメージ

### 3.4 知的財産権判決速報

知的財産権に関する判例は、拘束力を持つ法源として重要な位置を占めており、審決取消訴訟や侵害訴訟の傾向を把握することは各企業等における知的財産戦略上、実務面において極めて重要である。

発明推進協会では、こうした認識のもと、昭和50年5月から今日に至るまで、知的財産権関連の判決内容を抄録としてまとめた「知的財産権判決速報」を、毎月1回ご提供しており、さらにこの抄録をデータベース化し、検索機能等を付加して提供する「知的財産権判決速報WEBサービス」も、2002年より提供している。

4 その他の各種事業について

平成25年7月25日発行(毎月1日・25日発行)

知的財産権 判決速報	No.458		平 25-7
INTELLECTUAL PROPERTY JUDGEMENT DIGEST	No.18388 ● No.18454		No.18388 ● No.18454
◎掲載論文目録			
<b>特 許 法</b> 【20条1項3号】 知財高 H25.5.29 25(行)ナ18028 「DNA半導体を含む組成物」無効審決(成立)取消請求事件(特) 請求発起 18402 ☆東京地 H25.1.30 23(ワ)10588 「菌シートが可能なズームレンズ」侵害差止等請求事件(特) 請求発起 18410 ☆東京地 H25.3.25 23(ワ)13168 「発光ダイオード」侵害差止等請求事件(特) 請求発起 18421 23(ワ)13169 「発光ダイオード」侵害差止等請求事件(特) 請求発起 18421  【20条2項】 知財高 H25.5.29 24(行)ナ10113 「菌シートが可能なズームレンズ」無効審決(一部不成立)取消請求事件(特) 請求発起 18392 (特)争争) 請求発起 18392 24(行)ナ10220 「菌シートが可能なズームレンズ」無効審決(一部不成立)取消請求事件(特) 請求発起 18392 (特)争争) 請求発起 18395 知財高 H25.5.23 24(行)ナ10143 「配線構造の形成方法、配線構造 形成装置取消請求事件(特) 請求発起 18396 知財高 H25.5.23 24(行)ナ10119 「コアゲリディスクドライブ装置」無効審決(不成立)取消請求事件(特) 請求発起 18396 知財高 H25.5.29 24(行)ナ10154 「触れ感応型ディスプレイパネル」無効審決(一部不成立)取消請求事件(特) 請求発起 18398 知財高 H25.5.29 24(行)ナ10189 「磁針コアトリックおよび磁針 無効審決(不成立)取消請求事件(特) 請求発起 18399 コアトリックによる可変性あるいは コアトリック磁針の構造等に関する特許 請求発起 18400 知財高 H25.5.29 24(行)ナ10303 「家内の御取付装置」無効審決(不成立)取消請求事件(特) 請求発起 18400 知財高 H25.5.29 25(行)ナ18028 「DNA半導体を含む組成物」無効審決(成立)取消請求事件(特) 請求発起 18402 ☆東京地 H25.1.30 23(ワ)10588 「菌シートが可能なズームレンズ」侵害差止等請求事件(特) 請求発起 18410 ☆東京地 H25.3.13 23(ワ)13422 「発光ダイオード」侵害差止等請求事件(特) 請求発起 18417 23(ワ)13423 「発光ダイオード」侵害差止等請求事件(特) 請求発起 18417 東京地 H25.3.25 23(ワ)13176 「発光ダイオード」侵害差止等請求事件(特) 請求発起 18420 ☆東京地 H25.4.19 20(ワ)18802 「無線アクセス送信システム」侵害差止等請求事件(特) 請求発起 18426 よび特許トピックの伝送方法  【35条1項】 ☆東京地 H25.5.16 24(ワ)14805 「特許権査定装置」権利再帰還請求事件(特) 請求発起 18429 【35条4項】 ☆東京地 H25.4.19 20(ワ)18802 「無線アクセス送信システム」侵害差止等請求事件(特) 請求発起 18426 よび特許トピックの伝送方法  【36条5項】 ☆東京地 H25.4.19 20(ワ)18802 「無線アクセス送信システム」侵害差止等請求事件(特) 請求発起 18426 よび特許トピックの伝送方法			
発行・一般社団法人 発明推進協会 知的財産研究センター 研修チーム 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-14 TEL 03-3502-5439 FAX 03-3506-8788 Eメール hanketsu-web@jipi.or.jp			

JAPAN INSTITUTE FOR PROMOTING INVENTION AND INNOVATION 2013 8-1

【図6】判決速報フロントページ

本サービスでは、判決データのインデックス情報並びに発明推進協会発行の雑誌「発明」に掲載された「判例ニュース」及び「判例評釈」全文について無料で情報提供するとともに、上級審・下級審のリンク、判例・知的財産権関連の雑誌掲載に関するサイテーション関係情報、裁判所ウェブサイト「裁判例情報」内の判決全文PDFへのリンクや、ご希望の検索条件を登録いただくことにより、該当する情報を毎月配信するSDIサービス等もご提供している。

こうした情報を提供することで、我が国企業等の知的財産戦略策定等の一助となれば幸いです。

最高裁判所 25.5.27 24(オ)630 当事者名省略 (受)1006	損害賠償等、著作権侵害差止等、 出産権確認請求上訴事件(民訴) 民訴312系1項、2項、 上告棄却 特29系2項、 上告不受理 請求第2事件) 特29系6項1号 (全1頁)
原 審 知財高 24.1.31 23(ネ)10028 【判決速報 No.442(17506)】 (著作複製権等) 各控訴棄却、附帯請求による請求を棄却 控訴人(原審被告) 生長の家 外(名) 控訴人・附帯控訴人(原審原告) 株式会社 シグマ 株式会社 日本数社社 被告(原告) 株式会社 生長の家 被告(原告) 株式会社 発明推進協会	No.458 (18391) 無効審決(一部不成立)取消請求事件(特) 請求発起 無効審決第1事件)、請求第2事件)

本件特許(「菌シートが可能なズームレンズ」特許375505号)の請求項1、3に係る発明については、サポーター部を透過する開孔を設けたもののあり、又、相違点1の開孔に折りがある本件特許は取り消されなければならない、との第1事件原告の主張が認められて審決が取消され、請求項2に係る発明については、相違点4の開孔に折りがあるから本件特許は取り消されなければならない、との第2事件原告の主張が認められ、本件特許は、本件原告の発明の明確な説明に反して記載となっており、本件原告1についてはサポーター部を透過する開孔に係る発明は、本件原告1と甲3原告との相違点1(近距離物体への合焦)について、甲3原告は相違点1、第1レンズ群が互いのレンズ群であることと認識するときに、大型のレンズ群を移動

【図7】判決速報 内容

発明推進協会では、上述した各種知的財産情報サービス以外にも、多くの知的財産関係者にご好評いただいている「工業所有権法(産業財産権法)逐条解説」, 「工業所有権法(産業財産権法)法令集」を始め、国内及び諸外国の知的財産の制度や知的財産の創出/活用等、各種の知的財産に関する書籍・雑誌等の刊行も行っている。

また、本年度からは、知的財産に関する専門的知識を有する人材を活用して都道府県等に設置されている公的試験研究機関の知的財産の管理/活用体制の整備を支援する「公設試験的財産アドバイザー」事業を特許庁より受託し、実施することとなった。

これまで発明推進協会が各種事業により培ってきた知的財産の管理/活用等に関する知識・経験を活かすことにより、公的試験研究機関における研究成果等の産業界への円滑な移転を促進し、新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上に寄与することにご協力していきたいと考えている。

こうした事業以外にも、新しい知的財産の情報や取組についての各種サービスを今後もご提供していく予定である。

5 終わりに

冒頭で述べたように、ここ数年來の様々な環境の変化により、発明推進協会も変遷を遂げている。

しかしながら、発明推進協会は、1904年の「工業所有権保護協会」としての設立以来、来年で110年という長い歴史を有しており、こうした歴史の中で知的財産に関する知識・経験を数多く蓄積してきている。

これまでに引き続き、今後も様々な形でこうした知識・経験をご提供することにより、知的財産立国を標榜する我が国の知的財産環境/イノベーションの発展に貢献していきたいと願っている。発明推進協会への皆様のご理解・ご協力が賜れば幸いです。